

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1137回

令和5年4月18日（火）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1137回 議事録

1. 日時

令和5年4月18日（火） 13:30～14:58

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

杉山 智之 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 審議官

渡邊 桂一 安全規制管理官（実用炉審査担当）

奥 博貴 企画調査官

中川 淳 上席安全審査官

鈴木 征治郎 主任安全審査官

九州電力株式会社

林田 道生 常務執行役員 原子力発電本部 副本部長

田中 正和 原子力発電本部 部長（原子力建設）

泉 繁 原子力発電本部 部長（原子力技術）

高橋 好作 原子力発電本部 原子燃料技術グループ長

中ノ園 真誠 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 副長

吉永 洋 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 副長

武次 克哉 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 担当

堺 光晴 原子力発電本部 リスク管理・解析グループ長

松田 弘毅 原子力発電本部 リスク管理・解析グループ 課長

福永 寛明 原子力発電本部 リスク管理・解析グループ 副長

小田 達也 原子力発電本部 リスク管理・解析グループ 担当

吉田 崇英	原子力発電本部	リスク管理・解析グループ	担当
上原 圭太	原子力発電本部	リスク管理・解析グループ	担当
廣澤 吉則	原子力発電本部	原子力建設グループ	長
帯田 啓太	原子力発電本部	原子力建設グループ	担当
山下 靖幸	原子力発電本部	安全設計グループ	副長
池田 亮	原子力発電本部	安全設計グループ	担当
宮本 誠士	企画・需給本部	原子燃料管理グループ	長
石田 健二	企画・需給本部	原子燃料管理グループ	課長
本村 敦	原子力発電本部	原子力総括グループ	長
松尾 好幸	原子力発電本部	原子力総括グループ	課長
白尾 和也	原子力発電本部	原子力運営グループ	課長
山下 恭平	原子力発電本部	原子力運営グループ	担当
濱田 直人	原子力発電本部	品質保証グループ	担当
山下 雄介	原子力発電本部	原子力発電グループ	副長
上村 浩二	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当
佐野 健充	原子力発電本部	原子力発電グループ	担当

4. 議題

- (1) 九州電力（株）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の高燃焼度燃料導入等に係る設置変更許可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の組織改正等に係る原子炉施設保安規定変更認可申請の審査について
- (2) その他

5. 配付資料

- | | |
|-------|--|
| 資料1-1 | 川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」 |
| 資料1-2 | 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について |
| 資料1-3 | 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について |
| 資料1-4 | 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「組織改正に伴う変更」（補足説明資料） |

- 資料 1 - 5 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「組織改正に伴う変更」（補足説明資料）
- 資料 1 - 6 玄海原子力発電所 4 号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書添付書類五及び十一について（玄海原子力発電所保安規定変更認可申請「組織改正」との関連）
- 資料 1 - 7 玄海原子力発電所 4 号炉における高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請について（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）（コメント回答方針）
- 資料 1 - 8 玄海原子力発電所 4 号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について
- 資料 1 - 9 玄海原子力発電所 4 号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表
- 資料 1 - 1 0 玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞
- 資料 1 - 1 1 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 3 条第 2 項第 4 号 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について＜補足説明資料＞
- 資料 1 - 1 2 玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）＜補足説明資料＞
- 資料 1 - 1 3 玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書＜補足説明資料＞
- 資料 1 - 1 4 玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号（平和目的）基準への適合について＜補足説明資料＞
- 資料 1 - 1 5 玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）

6. 議事録

○杉山委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第1137回会合を開催いたします。

本日の議題は、議事次第に記載してありますように九州電力に関する1件です。

本日は、プラント関係の審査のため、私、杉山が議事を進行いたします。

また、本日の会合は、テレビ会議システムを併用して実施いたします。音声等に乱れが生じた場合には、お互いその旨を伝えるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初の議題は、議題1、九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の高燃焼度燃料導入等に係る設置変更許可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の組織改正等に係る原子炉施設保安規定変更認可申請の審査についてです。

本議題については、それぞれ関連がありますので設置変更審査及び保安規定の審査を一体として実施いたします。

まずは両申請に重複する資料について九州電力から説明お願いいたします。

○九州電力（田中） 九州電力の田中です。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

まず資料名、資料の確認なんですけども、まず、資料1-1から資料1-5、これが保安規定変更認可申請に関わる資料になります。それから、資料の1-6～1-15、これが高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請の資料になります。

本日の説明なんですけども、まず資料1-1で保安規定の変更認可申請に伴う概要説明をさせていただきます。その後、資料1-6、これは設置変更許可申請書の資料なんですけども、今回、保安規定の組織改正と関連がありますので、この資料を、1-1の後に引き続き1-6を説明させていただきます。そこで一旦区切りまして、その後、主に資料1-7、これにつきまして高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請の前の審査会合のコメントの回答方針、これについて主に説明させていただこうと思っております。

それでは、まず、資料1-1の説明をさせていただきます。説明者を代わります。

○九州電力（上村） 九州電力の上村です。

それでは、資料1-1、川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請につきまして「組織改正に伴う変更」の概要を御説明いたします。

1ページ目、目次でございます。

本申請の内容につきまして、(1)番、組織改正の概要、(2)組織改正に伴う原子炉施設保安規定の変更内容について御説明した後、2、スケジュールについて御説明させていただ

きます。

右肩2ページです。こちらの資料では組織改正の目的を記載してございます。

初めに、原子燃料部門の原子力発電本部への統合についてでございます。

現状、原子燃料部門は、原子力発電本部とは別組織で、本部を跨ぐ業務運営を実施しております。

今回の組織改正では、原子力発電本部長のガバナンスの下、社内意思決定を一本化・迅速化し、更なる連携強化により原子燃料サイクル関連課題に対応する体制を構築することを目的としております。

次に、原子燃料部門は、原子燃料（燃料集合体）の調達に関して、保安規定に基づく保安に関する組織として、設計に関する業務を行う原子力技術部門が供給者に対して実施した技術的評価を踏まえ、供給者の登録管理及び選定業務を行っております。組織改正前後において、その業務内容に変更はございません。

次に、原子力総括部門の廃止についてでございます。

2012年7月、原子力部門の一層の透明性向上を図る取組みの一環としまして、本部全体のコンプライアンス活動を推進する「発電総括部門」、現在の原子力総括部門でございますが、これを設置してございます。

その後、社外有識者で構成する委員会の提言を反映しながら、原子力に係る取組みを改善したことにより、同委員会から透明性が向上した旨が報告されております。

このため、今後とも、他本部の多様な視点を活かし、原子力に係る取組みの透明性向上に係る活動を継続していくことを前提に原子力総括部門を廃止し、コンプライアンス関連業務については、原子力管理部門に移管することとしております。

次に、3ページでございます。保安規定の申請概要でございます。

先ほど御説明しましたとおり、変更前、変更前後を表で示しております。

変更前につきましては、表の中ほどにございます原子力発電本部長の下、原子力総括部長、それから管理部長がおりますが、変更後のほうでは総括部長を廃止しますことから、原子力管理部長と記載してございます。

それから、表下段になりますが、変更前におきましては原子力発電本部長と同列に原子燃料部長を記載してございましたが、変更後におきましては組織統合のために原子力発電本部長の下、原子燃料部長の記載をしてございます。

右肩4ページ目でございます。申請の概要につきまして、2023年1月20日に設置変更許可

申請を行っております。

先ほども御説明しましたが、組織改正に伴う変更といたしまして、原子力総括部門を廃止し、コンプライアンス関連業務を原子力管理部門に移管するとともに、原子燃料部門を原子力発電本部内に統合することにより、業務所掌が変更となることから、関連条文を変更してございます。

川内原子力発電所の例でございますが、以下に示す条文を変更してございます。

右肩5ページ目です。

主な申請内容としまして、第5条（保安に関する職務）を掲載してございます。

変更前におきましては原子力総括部長を記載しておりますが、変更後としましては、統合先の原子力管理部長、それから、原子燃料部門の業務につきましても原子力管理部長の下に記載してございます。

続きまして、右肩6ページ目になります。

第6条です。原子力発電安全委員会です。

原子力総括部門が廃止となることから、以下のとおり変更する。

変更前におきましては原子力総括部門が記載されておりますが、こちらも同様に原子力総括部門の記載を削除しております。

右肩7ページ目になります。

組織、以下に示す附則のとおり、原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部への統合に伴う変更に係る規定につきましては、認可日以降の当社が定める日から適用することとしております。

申請の概要につきましては以上です。

続きまして、右肩8ページ、審査スケジュールでございます。

本申請につきましては、1月20日に変更認可申請をしてございまして、5月末の認可、施行を予定しております。

当社としましては、7月1日からの組織改正を予定しておりますので、社内準備等を考慮しますと5月中の認可をいただきたいと考えております。

組織改正に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る御説明は以上となります。

引き続き、資料1-6につきまして担当から御説明させていただきます。

○九州電力（帯田） 九州電力の帯田です。

それでは、資料1-6について説明させていただきます。

今、御説明のありました玄海原子力発電所の組織改正の保安規定変更認可申請と玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書添付書類五及び十一との関連について説明させていただきます。

まずはじめに、本設置変更許可申請において高燃焼度燃料調達に伴う供給者の選定を実施する「原子燃料部門」について、玄海原子力発電所保安規定変更認可申請「組織改正」と同様に、保安に関する組織として位置付けてございます。

先に保安規定の申請内容が認可された場合、本設置変更許可申請書の組織に関する記載について、補正を実施する必要があると考えております。

そのため、本設置変更許可申請の添付書類五及び添付書類十一と組織改正の保安規定の申請内容との関連（補正内容）について整理してございます。

続いて、2、添付書類五（変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書）との関連について説明させていただきます。

次のページの別紙1のほうに添付書類五より抜粋してございますけれども、下の5-1ページのほうで、「1.組織」のところで、本変更に係る設計及び運転等は、第5.1図に示す既存の原子力関係組織にて実施すると記載してございます。

その組織図といたしまして、次のページ、5-15のページのところに赤枠で示してございますけれども、こちらのエネルギーサービス事業統括本部のほうに、現在、原子燃料部門がございまして、組織改正後に、原子力発電本部内に統合されます。したがって、こちらの1.組織の第5.1図に示す原子力関係組織を、組織改正後の組織に変更します。

続きまして、3、添付書類十一（変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書）との関連について説明させていただきます。

原子燃料部門は、本申請に係る業務において、高燃焼度燃料調達に伴う供給者の選定を実施するため、別紙2に添付書類十一より抜粋してございますが、こちらの赤枠箇所「3.5.2 供給者の選定」のところに原子燃料部門のほうを追記いたします。

なお、保安規定変更認可後の適切なタイミングで本設置変更許可申請書の補正を実施予定でございます。

資料1-6については、説明は以上になります。

○杉山委員 ここまでの説明に対しまして質問、コメント等はありませんでしょうか。

鈴木さん。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

保安規定変更認可申請につきましては、本年1月20日に申請がありまして、今日の資料1-1～1-5につきましては、これまで事務局で事実確認を行ってきたところです。

これについては、引き続き確認をしてまいりますけれども、今日の資料の1-6について確認を行いたいと思います。

資料1-6の最後のページ、別紙2ですね。こちらについて、今説明がありましたとおり、3.5.2供給者の選定のところで原子燃料部門が入ってくるということでしたので、このくりにつきましては、3.5のタイトルにあるとおり工事等の活動における調達管理の方法になりますので、2ページ前の別紙1の2分の1ページですね。

ここで、添付書類五の1.の組織のところで、組織図を改正されたものに保安規定変更認可が下りた後、ここを差し替えると、そういった話がありましたけれども、この下の一番下の段落ですね。本変更に係る設計及び工事の業務、この工事のところが、先ほどの最後のページの工事における調達管理を含むと考えておりますので、この中にも原子燃料部門が入ってくるのかと理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○九州電力（帯田） 九州電力の帯田です。

今御指摘のありました件につきまして御説明させていただきます。

まず、こちらの添付書類五の1.組織において、本変更に係る設計及び運転等は第5.1図、原子力関係組織にて実施すると記載してございます。この原子力関係組織のほうに原子燃料部門も含まれています。

御指摘の本変更に係る設計及び工事の業務のところで、設計及び工事の主たる業務について記載する方針としており、こちらの原子燃料部門は主たる業務については直接関与しないということで、現状記載してございません。

また、これまでに許可をいただいております案件についても同様の考え方で、原子燃料以外の調達を行っている資材調達部門のほうも記載しておらず、プラクティスなものと考えてございます。

以上です。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

そうすると、原子燃料部門は主たる業務ではないので、添付書類五の中で技術的能力については特段説明をしてないと、そういうふうに理解できますけれども、原子燃料部門のその技術的能力等を問わなくても、安全の確保、保安の業務、これらについてしっかり遂

行できるという考えの下で書かないというふうに言われているのでしょうか。そこが理解できなかったのです。

これは、旧安全委員会の指針に基づいて審査をしていくこととなりますけれども、そちらの適合については、そこは問題ないというふうに考えているということによろしいでしょうか。

○九州電力（田中） 九州電力の田中です。

ここにもともと記載しているのは、主たる業務を行う部署ということで、例えば、本店で書いているところは主に本当の設計をする部署で、あと、その後の発電所のところも、工事を実際に行う、据付けを行う部署という部門を書いております。

これにつきましては、確かに原子燃料部門等につきましては保安に関する業務を行っているということで我々は認識しているんですけども、ここの技術的能力の説明の箇所については、主たる設計を行う部署、工事を行う部署ということで、従来から記載しているというものです。

以上です。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

ということは、この添付書類五の中で、原子燃料部門が一通り登場してこないのかなというふうに説明しているように聞こえるんですけども、すみません、ちょっと資料が飛んで、1-15、設置変更許可申請書、これの電子媒体は4パートに分かれていて、1つ目なんですけれども、PDFでいうと80ページ、申請書のページ数でいうと、下に添五の5があります。5-8ページ。

ここで品質保証活動の体制について説明されています。

ここを見ていくと、次の5-9ページの2行目のところから、品質保証活動に係る体制の中には資材調達部門も原子燃料部門も入っているんですけども、そこはなぜ逆に入っているのか。その整合、記載の整合の、整合といいますか、書き方が何か今説明された内容と本当に合っているのかがよく分からないのと、品質保証については必要だから当然彼らとその品質保証活動を体制として組んでいるというふうに私は理解しているんですけども、品質保証としては必要だけど、技術的能力は関係ないというのがよく分からなくて、もう一度、そこを踏まえた上で再度説明をしてください。

○九州電力（田中） 九州電力の田中です。

我々も、品質保証活動に関しては原子燃料部門、資材調達部門というのは必要だという

ことで、先ほど申しました5-9ページの品質保証活動のところには部署として入れていません。

先ほど、最初に議論になりました5-1ページのところは、従来から主に設計をする箇所、工事、据付けですね、これを行う箇所という記載をしておりましたので記載をしてないという、ただそういった理由で、従来から記載していませんということです。

以上です。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

最後に、一つだけ言って、今、九州電力が言われた内容で添付書類五の技術的能力についての確認ができるかどうかは今後の確認になってきますけど、1点だけ、最後に言っておきたいところは、資料1-6の2ページ目の別紙1の2分の1のところですね、先ほどの添付書類五の抜粋の頭のところですけど、添付書類五につきましては、最初の4行に書いてあるとおり、設計及び工事、並びに運転、保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、教育・訓練、有資格者等の選任・配置については次のとおりであると言っていて、この品質保証活動では原子燃料部門、資材調達が出てくるけど、それ以外のところでは出てきませんというところのその差があるということについて、九州電力としてはそう書くんだと今日発言があったと思っていますので、そういう差があった内容において添付書類五の技術的能力に関して今後事実確認を行っていきたいと思います。

私から、その点については以上になります。

それから、今後の保安規定の審査についてなんですけれども、今日の資料1-6の説明の内容を含めると、現在の燃料は、これは48燃料だと思いますけど、それを行う上でも、原子燃料部門というのは調達に係る調達供給者の選定の業務を行っていて、若干、その書き方が、社長直轄なのか、発電本部に入るのかというのは別にしたとしても、原子燃料部門の業務、それから、その部門長の責務には変わりがなくて、先ほどの添五のところはどういうふうに見るかってところはありますけれども、そこの添付書類五についても、現在許可されている燃料についても、原子燃料部門の立場同じだし、今回の55燃料についても、原子燃料部門の立場は変わらなくて、実質のその内容は変わらないというふうに理解しましたので、今後、保安規定変更認可申請については許可を受けたところによるものとして、申請書の実事確認をしていきたいと思います。内容が、その表記が若干違うところ等がありますので、その辺を含めて確認を進めていきたいと思っています。

私からは以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

九州電力、どうぞ。

○九州電力（上村） 九州電力の上村でございます。

本資料1-1、保安規定の申請に係る審査の過程におきまして、保安規定第5条について少々議論がございました。

資料1-1、右肩5ページ目になりますが、今回、業務の業務内容に変更はないことから表記はしてございませんが、比較表の変更前、(12)番ですね、原子燃料部長の業務としまして、調達先の評価・選定等に関する業務を統括するという記載がございます。

保安規定の審査におきまして、ここの記載が評価・選定等というところで、技術的な評価をしているのではないかと、紛らわしい表現となっているという御指摘をいただきました。

しかしながら、本記載につきましては、既に認可いただいております記載であることと、本申請の内容に直接は関係ございませんので、当社としては、現状の記載で申請させていただいている次第でございます。

申請の審査の概要について御説明させていただきました。

以上です。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

追加で説明がありましたので、若干、そこについてはお願いがありまして、説明にはなかったですけども、資料1-5、玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請、これの補足説明になりますけれども、右下の通しページで42ページ、PDFだと43ページになりますかね。

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針というところがありますけれども、この(2)ですね、保安規定の記載方針の②のところですけども、設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、これが結局添付書類五だとか添付書類十一のことを指しているかどうか分かりませんが、(1)の上の基本方針の内容の抜粋に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載する。

それが多分、先ほどの評価・選定という行為の内容の部分だと思いますけれども、そういった意味で、先ほど私が言いましたように、許可によるものであることを確認するという観点では、めくっていってもらって、右下、通しページ45ページ、46ページに、設置許可申請書、これは、2020年4月1日の添付書類十一の届出の内容が抜粋されて書かれておりますけれども、先ほど、資料1-6で補正されるというふうに言われていた部分に関連して、

保安規定変更認可申請の5条の部分ですね、ここについて、どういうふうに上流文書から取り込んでくるのか、そういったところも資料にまとめて説明を今後していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

私から以上です。

○杉山委員 今の点に関しまして九州電力はよろしいですか。

○九州電力（上村） 九州電力の上村です。

大変申し訳ございません。私の理解が追いつきませんでしたので、もう一度、資料1-5の46ページで記載してあります設置許可の本文、それから添付書類についての記載すべき内容を、さらに説明を追加するということでしょうか。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

資料1-6ページの最後のページで、添付書類十一の3.5.2のところ。ここを、設置変更許可申請のほうで補正がなされるというお話でしたので、既許可というところ、ここで資材調達部門になっていると思いますけれども、そこを原子燃料部門というふうに読み替えたときに、資料1-5の46ページでいうところの設置（変更）許可申請書、ここは添付書類十一が抜粋されてきておりますので、そこで同じところに対応して、保安に関する業務、原子燃料部門長の保安に関する業務、職務のところですね。その説明がどう対応するかというのを、説明を追加でもらいたいと、そういうことです。

○九州電力（田中） 九州電力の田中です。

趣旨理解しました。

添付書類十一、3.5.2、今後補正しようとする箇所が変更になるので、その部分について、下流の文書に対してどう反映していくのかというのを整理してもらいたいということで、よろしいですか。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

それで結構です。

○九州電力（田中） 九州電力の田中です。

了解しました。

そういう趣旨であれば、現状の保安規定の原子燃料部門の職務及び資材調達部門の職務の内容、添付資料十一は供給者の選定で、保安規定のほうは調達先の評価・選定という記載になっていますので、そこは少し齟齬があるという御指摘だと思いますので、齟齬がないように、見直し等の検討を行うことといたします。

以上です。

○杉山委員 ほかにコメント等。

どうぞ。

○九州電力（林田） ただいま御議論いただいたところにつきましては、設置許可への記載の内容、それと保安規定の落とし方っていうところで、文言について、少し違う文言があるということだと思っただけですけども、添付書類の五あるいは十一というのは、申請に係るとありますけれども、全体の組織としてどういう組織になっているかというところを記載していると思っておりますので、それぞれの申請ごとに、ある意味、焦点が当たるところが違いますので、若干の言葉のニュアンスの違いはあるかもしれませんが、基本的には誤解がない表現であれば、それを使ってもいいんじゃないかなとも思っております。

したがって、ただ、先ほど御指摘をいただいておりますので、添付十一のところの供給者なのか調達先なのかの、選定なのか評価なのかってところが、若干の言葉の違いがありますので、そこについては設置許可側に合わせるっていうことであればそういうふうにしたいというふうに思います。

ただ、申し上げたとおり、一般的な話ですので、一言一句全部合わせるとなると、基本的には申請のときに、その部分について相当言葉の合わせ込みで、また添付書類が変わることになってしまいますので、できれば、一般的な表現であるというやり方もあるんじゃないかなと思っております。

ただ、今のところのポイントについては、供給者というか、添付十一側の、ポイント的に供給者の選定という言葉で書いていますので、そこを合わせ込むというようなことはいと思いますし、組織について言えば、より安全を向上させるために組織の変更というのは度々やっていくものと、リジットに固めたものではなくて、よりそのときに合った形にしていけますので、度々の変更がございまして、できるだけ一般的な言葉で表現して、具体的なことを全部書きますとそれは大変なことになりますので、そういうふうな表現についても工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○杉山委員 鈴木さん。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

今言われたことは、私は、資料1-5の42ページ、右下通しページ42ページで、1.の(2)保

安規定の記載方針のところに沿ったことを言われているのかと思っておりますので、それに沿った内容でその後ろのほうの説明がしっかりなされれば合理的に判断はできるかと思えますけれども、まだ、今の段階では今説明があった内容は若干資料には反映できてないかなというふうに思いますので、資料を作っていただいて、その説明の内容を確認していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○九州電力（林田） 林田です。

承知しました。

○杉山委員 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、次の資料の説明お願ひいたします。

○九州電力（武次） 九州電力の武次でございます。

資料につきましては、1-7の資料を御覧ください。

高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請につきまして、本日は、前回2月7日の審査会合における指摘事項に対して、回答方針及び対応状況を御説明させていただきます。

まず、資料につきまして、1ページ目は目次になりますので、2ページ目から御覧ください。

2ページ目に、前回審査会合における指摘事項を示してございます。

前回審査会合において申請の概要を説明させていただきましたが、その際、高燃焼度燃料の使用により影響が及ぶ条文について幅広に抽出すること。また、抽出にあたっては、燃料集合体に直接影響のある条文及び燃料集合体の変更に関連する条文について、関連性も含めて考え方を整理することという御指摘をいただいております。

本御指摘に対する回答方針、対応状況を次ページ以降に示してございます。

3ページ目を御覧ください。

3ページ目は、先ほどの指摘事項への対応方針及び対応状況になります。

指摘事項への対応としては、①～③に示す方針としたいと考えております。

まず、①として、適用及び申請条文の選定・類型化としておりますが、指摘事項のうち高燃焼度燃料の使用により影響が及ぶ条文について幅広に抽出することに対して、設置許可基準規則の条文を幅広に抽出するため、各条文の項や号までを対象として、燃料集合体の変更との関連性、直接的に燃料集合体に関連するものなのか、間接的に関連するものなのかを踏まえて条文を選定いたします。

また、指摘事項のうち抽出に当たって燃料集合体に関連する条文について関連性も含めて考え方を整理することに対して、どのような観点で抽出したか分かるよう、抽出した条文の類型化を行います。

次に、②として、抽出された条文について本申請書との関連を示すために、4号炉の高燃焼度燃料の使用により変更となる事項（基本設計、評価条件、評価手法等）を網羅的にお示しした上で、その変更する事項と申請書の記載内容との繋がりを整理することを考えております。

次に、③として、今御説明した①と②の結果を落とし込んだ条文整理表を再整理いたしまして、高燃焼度燃料の使用により影響が及ぶ条文について、申請書の変更内容との関連も含めて網羅的に御説明したいと考えております。

現在はヒアリングで事実確認を受けながらこれらの対応を進めているところでございますが、本日は①のうち条文の選定・類型化の方針について御説明させていただきたいと思っております。

②と③につきましては、資料の1-8と1-9を用いて、現在の対応の状況を御説明させていただきます。

では、①の方針の説明として、4ページ目を御覧ください。

4ページ目で、条文の選定・類型化の方針について御説明します。

申請に伴う関連条文として、設置許可基準規則の条文を適用条文と申請条文に選定したいと考えております。

今回の申請の選定における適用条文と申請条文の定義については、本ページの右下の黒枠部に記載しておりますが、適用条文については、設置許可基準規則のうち、申請理由と設置許可基準規則の適合性に何らかの関連がある条文としておりまして、申請条文につきましては、適用条文のうち、設置許可基準規則への適合性に係る設計方針の説明が必要な条文と考えております。

次に、手順をフローにて御説明します。

フローの一番上から、設置許可基準規則の各条・項・号からスタートして、まず、下の①適用条文の選定・分類において、燃料集合体の変更と各条文との関連性の観点で適用条文を選定します。

このとき、関連性の高さで適用条文を分類a～dに類型化します。

その①の選定・分類のやり方については、次の資料5ページ目において後ほど御説明し

ます。

次に、①の選定・分類で適用条文になったものを②の申請条文の選定・分類において、申請書の設計方針の変更有無の観点で申請条文を選定します。

このとき、さらに分類a～dに数字を追加して、例えばa-1、a-2、a-3等で類型化をします。

この流れが条文の選定・類型化になりますが、その後、最終的にはこの類型化を条文整理表のほうに落とし込んで、全条文を御説明する際にどのような燃料の変更で、どのような影響があつて、各条文が関係してくるのかを御説明したいと考えております。

次に、適用条文の選定・分類、申請条文の選定・分類の①と②の判定について、次のページから御説明します。

5ページ目は、適用条文の選定・類型化になります。

適用条文の選定については、燃料集合体の変更による影響を幅広く抽出すべく、燃料集合体との関連性の観点で4つの判定を行います。

Q1～Q4としておりますが、Q1としては、その条文が燃料集合体に直接要求のある条文か否か。次に、Q2としては、その条文が燃料取扱い及び貯蔵施設の設計に係る条文か否か、Q3としては、その条文は安全設計及び安全評価等において燃料集合体の設計を考慮すべき条文か否か。Q4としては、Q3の結果により適合性確認に影響がある条文か否かとしております。

これらの例を挙げて説明させていただきますが、まず、Q1については、分類aとしているとこの下のところに4条1項、第5項を例として記載してございます。

この4条1項、5項は、この条文が何を示すかについては、資料の1-9のほうに設置許可基準規則の各条文のほうに記載しておりますので、必要に応じて確認いただけたらと思っておりますが、1-9の資料の2ページ目に4条の条文の記載がございます。

第4条については地震による損傷の条文になりますが、そのうち、1項については設計基準対象施設が地震に十分耐えること、5項については燃料被覆材の閉じ込め機能に関する要求となっております。

5項は直接燃料被覆材に関する事項でありますので、燃料集合体に直接要求があるということは明らかだと思っておりますが、第1項に関しましても燃料集合体自体は設計基準対象施設になりますので、直接要求される条文と整理できると考えております。

スライドのほうに戻りまして、これらと同様に設計基準対象施設に要求されるものや安

全施設全般に要求されるもの、あと、燃料体に直接要求のある条文は、ここで適用としたいと考えております。

次に、Q2になりますが、Q2につきましては、今回は燃料集合体の変更となりますので、それを取り扱う、貯蔵する施設の条文として、16条は適用だと考えております。

次に、Q3としては、例に13条を挙げておりますが、13条は運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止になりますので、燃料集合体を変更することにより、それらの評価条件が変更となりますので、適用としております。

また、同様に、燃料が変更となることで設計上考慮すべき必要がある条文については、ここで適用とします。

最後に、Q4になりますが、Q4はその条文がQ3の結果により適合性確認に影響がある条文かというところになりますが、Q3の評価結果で設計の適合性確認を行っているものに対して適用とすると考えております。

例えば、17条の第1項一号と三号のほうを記載しておりますが、17条の原子炉冷却材圧力バウンダリの規則の内容については、先ほどの資料でいきますと、12ページのほうに17条のほうを御確認いただけますが、1項の一号で、バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとするのと、三号のほうで十分な破壊靱性を有することとされております。

これらは、13条の反応度投入事象の評価結果を用いることによって、強度評価上、取り扱う圧力が事故時の圧力を包絡することを確認しておりますので、間接的に燃料に関わるものとして、そういったもの今回適用とすることと考えております。

同様に、燃料の設計に直接関連はないものの、Q3の評価結果を参照しているような条文はここで適用すると考えております。

これらのQ1～Q4に当てはまらないものは、適用対象外として今回の申請に関係ないものとして扱いますが、例えば11条の安全避難通路と18条の蒸気タービン等の燃料集合体に特別関連がない条文が対象外と考えております。

今回はこのフローに従って、適用条文に関してはほかの条文に関しても同様に選定・類型化を行っておりますので、結果はスライドの7ページ目にてお示しさせていただきます。

次に、スライドの6ページ目を御覧ください。

6ページ目は、4ページで御説明したフローのうち申請条文のほうの選定・類型化について御説明いたします。

申請条文については、申請書記載の設計方針の変更有無の観点で3つの判定を行います。

Q1として、まず、その条文に係る申請書本文の設計方針に変更があるか否か。Q2としては、本文の変更はなくとも添付書類に記載の設計方針に変更があるか否か。Q3として、その条文に係る設計方針に変更はないものの、その設計方針に係る燃料集合体の使用に変更があるか否かという観点で分類します。

Q1、2に関しては申請書に変更を加えた部分はその条文に係るものかどうかで判断できますが、Q3に関しては、例えばで言いますと、先ほど御説明した第4条の地震による損傷の防止等で、今回、設計方針には変更ありませんが、今回は燃料集合体に関する変更の申請になりますので、後段で詳細設計を実施する設備である燃料集合体に要求がある条文については、申請条文として整理をしております。

なお、申請条文の選定・類型化については、今回は資料に記載しておりませんが、今後、実施していきたいと考えておりますので、今後御説明させていただきたいと考えております。

次に、7ページ目になりますが、7ページ目は、5ページ目の適用条文の選定・類型化を実施した結果になります。

今後は申請条文についても同様に、選定と類型化を実施して、最終的に条文整理表という形で分類及び選定理由と申請書の変更内容とともに御説明していきたいと考えております。

①の適用及び申請条文の選定・類型化の方針の御説明については以上となりますが、スライド3ページ目のほうを御覧ください。

ここまで、①について御説明させていただきました。

次に、②と③の対応状況について御説明させていただきます。

②と③については、資料の1-8、9の資料を準備してございますが、本資料は現在内容を精査中のものとなりますので、一部、①、先ほどの方針の資料と整合してない部分がございますが御了承ください。

まず、②申請書の変更内容の整理ということで、資料の1-8を見ていただけたらと思います。

本資料につきましては、高燃焼度燃料の使用に伴い申請書を変更しておりますが、その内容について整理したものになります。

今後、条文整理表で申請条文の御説明をする上で、本資料により申請書の変更内容につ

いて網羅的にお示しするものと考えております。

1. はじめになりますが、今回の4号炉の高燃焼度燃料の使用に伴い、申請書本文を変更しておりますが、その本文の変更内容については、「高燃焼度燃料の使用に伴い変更する項目」、「高燃焼度燃料の使用に伴う再評価に合わせて変更する項目」、「記載の適正化により変更する項目」と、3つに整理できると考えております。

2. の高燃焼度燃料の使用に伴い変更する項目については、高燃焼度燃料を使用することで変更すべき内容、例えば、本文五号でいいますと、炉心に係る設計や燃料体に係る設計等の設備の使用値だったり、また、本文十号関連でいいますと高燃焼度燃料を使用することで変わる評価のインプット等がこれに当たることとなります。

次に、これに対して、3. 高燃焼度燃料の使用に伴う再評価に合わせて変更する項目になりますが、今回、2. の評価に合わせて、高燃焼度燃料の使用には直接関連しないものの、新指針や新知見等を取り込んだ評価を行っております。

例えば、玄海4号炉では、これまで炉心の核設計手法として1、2次元核設計手法を使用しておりましたが、今回、高燃焼度燃料の使用に併せて3次元核設計手法を採用しており、これによって炉心設計の精緻化が図られております。

また、前回審査会合で御説明しました本文九号等の気象資料の更新もこれに当たるものになります。

次に、4. になりますが、4. の記載の適正化により変更する項目になりますが、これは本申請に合わせて、記載の適正化を行う項目になります。この項目については、申請書記載の明確化等になりますので、設計方針を変えるものではなく、適合性の確認が不要であるものと考えております。

これら2ポツから4ポツの具体的な内容につきましては、次ページ以降で、それぞれ表1～3としてお示しすることを考えておりますが、今後、さらに内容を精査した上で、条文整理表とともに申請内容と条文の関連性を説明させていただきたいと考えております。

本資料の最後の5. として、申請書の変更理由について記載しておりますが、今回、申請書の変更内容として、2ポツから4ポツに整理しておりますが、整理することとしておりますが、3. については、燃料集合体の使用に直接関連しないものの、高燃焼度燃料の使用に伴う再評価と合わせて実施するものになりますので、今回の申請理由としては「高燃焼度燃料の使用」のみと考えているということを記載しております。

②の申請書の変更内容の整理については以上になりまして、最後に、③の条文整理表の

整理結果となりますが、資料については1-9となっております。

こちらについては、まだ内容は精査中のもので、最終的に、各条文の抽出結果及び燃料との関連性、申請書の関連性を整理した上で資料としてまとめて御説明したいと考えておりまして、本日の御説明の結果も踏まえて、今後、変更する予定としております。

説明としては以上となります。

本日は、今後このような方針にて網羅的に高燃焼度燃料を使用することの影響、本申請の範囲について御説明を考えておりますということを御説明するものになります。

説明は以上です。

○杉山委員 ただいまの説明に関しまして質問、コメント等がありますでしょうか。

鈴木さん。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

資料1-7の3ページで、今日の説明の趣旨も含めて一通り整理をしていただいている、結局のところ、この適用条文の選定・類型化、これが確定しないと申請条文の選定・類型化のところに進めないというふうに我々も思っておりまして、今日のところは、適用条文の選定・類型化、それに関連するところを中心に聞いていきたいと思えます。

3ページの①の一番最初の説明ですね。4号炉の高燃焼度燃料の使用により影響が及ぶ条文を幅広く抽出出来るよう。ここところが非常に重要かと思っております、疑問点から先に言うと、5ページの適用条文の選定・類型化フロー、これの一番頭、Q1、燃料集合体に直接要求のある条文かというふういきなり入っているので、これは燃料集合体のだけの申請だったらこれいいと思うんですけど、ほかのものが入っていると、ここでいきなり落ちてしまって適用条文じゃありませんとなってしまうので、そうすると直接燃料集合体じゃないものってどこで拾ってくるんだらうなというところが一つ、まだ私の頭の中では理解できてないところで、少し具体的に言うと、今日、資料1-8で変更の内容を、前回は聞きましたけれども、再度整理してくれましたので、これを見ながらですけども、まさに、多分、1ページ目の3ポツのところになるんだと思うんですね。2ポツのところは、まさに燃料の話なので、先ほどのQ1にジャストフィット、Q2にもジャストフィットになると思うのですが、3ポツのところという、例えば、資料1-8ページの4ページ目、下のところで炉心崩壊熱（日本原子力学会推奨値及びORIGEN-2）、ここの変更内容の説明のところで、国内PWRプラントにおいて採用済み。上の行までは燃料と書いてあるんですけど、燃料になってないわけですね。

だから今回の燃料の変更において何か新しい知見を入れてこようと言っているから、何となく燃料に結びついているんで、Q1にジャストフィットですとなるように読めるんですけど、本当にそうなるのかなというところが若干疑問。

次の6ページのところの、気象資料とか有効放出高さの話も先ほど話がありましたけど、これそのものでは、Q1、Q2は擦り抜けちゃうんですね。

何でこれが適用条文のところに最後、落とし込まれてくるのかというところが何となくよく分からないなというところで、現在の設置変更許可申請書は、資料1-15、これの2ページ目ですね。ここに四の変更の理由とあって、ここに4号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が55,000MWd/tの高燃焼度燃料を使用する、ここが書いてあって、その関連する記載事項として、上の三の変更の内容として、本文五号、九号、十号というのを変えますよというふうに言っていて、本文五号、九号、十号の内容に係る、先ほど気象資料の話は添付書類六側とかになってくるので、直接的にはこれに関わってこないかなというところで、若干その辺のことも含めて、本当にこの適用条文の選定・類型化フローはちゃんとできているのかというところしっかり見ていかないと、抜けができそうかなと、何が具体的にというのはないんですけど、理解がすんと落ちてきてないところです。

資料1-8で、変更する項目をしっかりと整理して、結果的に全て燃料に関わってきますというところで適用条文に入ってくるんだったらいいんですけども、そうじゃなかったとすると、Q3とかQ4のところで引っかけてこない限り擦り抜けていっちゃうわけで、そういうこと考えると、今言った変更の内容というのが本当全て燃料に関連するものだっていうところをまずしっかりと資料1-8で整理するところが一番重要かなというふうに思っています。このフローをそのまま使うとしたらってことですね。

その上で、当然のことながら、本文五号、九号、十号に関係なく、先ほどの気象資料みたいに、添付書類のところも含めて、この資料1-8の部分はしっかりと整理をしていただきたいです。そうなっているのであれば、今後しっかりと確認していきたいというふうに思っております。

まず、そのところを、私の疑問点というか、やらなきゃいけないってところについて九州電力としての所感をお聞きしたいんですけども。

○九州電力（武次） 九州電力の武次でございます。

この適用条文の選定について、幅広に選定するという方針という考えは、共通だと考えております。

先ほどのQ1は燃料集合体に直接要求のある条文で、それ以外の影響するものが本当に拾えるのかどうかというところの懸念があるということですが、先ほど御指摘のあった気象資料の更新だったり、このフローでいうと当社としてはQ3のほうで拾える、拾うものだと考えているんですけども、そのような考え方が正しいかどうかについては今後のヒアリング等で御確認いただきたいと考えておりますので、今後御説明させていただけたらと思います。以上です。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

今後、具体的には、そういったQ3で拾えるのかどうかというような感じで見ていきたいと思っておりますので、まずは資料1-8のところを本当に燃料に全部関わってくるものとして整理できるかどうかというところはしっかりお願いしたいと思います。

それで、今ちょうど資料1-7の5ページの適用条文の選定・類型化フローのQ3、Q4も含めて話になりましたので、ここを見ていきたいんですけども、今の、まずQ3の記載なんですけど、考慮すべきかどうかって、これは何か客観性に欠けていて、適用条文というのかかかってきたらすべからく適用して、そこを審査していかなきゃいけないというふうになるので、そこで考慮する必要があるかどうかみたいな主観的な判定はないのかなっていうふうに思っています。

今回のその燃料に限っていうと、結構その解析が設置変更許可申請の中で中心になっていて、これは本文九号、十号の解析もそうですし、直接的に本文五号には書いてないですけど、本文五号に関連するものとして、添付書類八の中で通常運転時の核的な話だとか、それから、熱水力の話ですとか、そういった確認する解析もあったりすると思うんですね。

その辺に、多分、ほとんどすべからく関連してくると思うので、一つの判定の基準としては、そういった解析の入力になるものは確実に拾っていく。そうすると、Q4を解析してみた結果、設計の適合性確認、多分、適合性確認というより先ほど例示を出された17条の1項一号なんかは、解析の結果を設計条件にして、それで適合性を確認していくということなんで、設計条件に落とし込むものみたいな、そういう客観的な尺度で拾っていくような形にするのがいいのかなということ、考慮すべきとか、影響のあるとか、そういった話ではなくて、直接的に、客観性のある尺度で拾えるような形にさせていただきたいなというふうに思っています。

幾つか例示を挙げるとすると、本文九号の27条に関連して、27条は、今日の資料でいうと資料1-9の右下のページで、18ページですね。

放射性廃棄物の処理施設の条文ですけれども、これの一号のところを適用条文として上げられていて、説明の中では、周辺監視区域の外の空気中、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度、これを十分低減できる。この辺を通常運転時の周辺公衆の被曝評価として旧安全委員会の指針に基づいて評価をしているところにフォーカスをしておりますけれども、その入力となるような放射性廃棄物を処理する能力、こういったところもしっかり拾っていく。

今日の資料で、若干その辺が、まだ資料1-9では拾い切れてないかなという気もしますけれども。それから、本文十号の解析でいうと、資料1-7の5ページで、先ほど例示で挙げてもらいましたが、13条というような解析をするところにおいては、同じ規則の19条、資料1-9でいうと、通しページで13ページの一番上ですね。

これは非常用炉心冷却設備のこと言っていますけれども、こういったものも解析の入力条件になっているようなものについては拾ってくるって考え方からすると、そこも対応するし、解析結果に基づいて設計条件を定めるところは、まさに先ほど言った17条のところとそれが関連してくる。

添八の解析でいうと、例えば制御棒クラスタ、反応度停止余裕、資料1-9でいうと25条、下のページ、16ページですね、25条の2項五号、これいわゆるワンロットマージンと言われるものですが、その入力条件として、同じ2条、2項二号、三号の制御棒クラスタとか、化学体積制御系、そういったものが入力条件になってくるでしょうし、解析結果を使うという観点では、同じ25条の3項で、反応度投入事象の投入反応度に関わってきますので、先ほどの解析の結果に基づいた投入反応度がそこで定まってくる。

結果的に、内部構造物の構造強度、こういったものが問題ないかどうかという確認していくと、そういう流れになってくると思うので、先ほど言ったような解析の入力、出力を使うという、そういう言い方をすれば非常にまず分かりやすい。

それだけとは限らないので、九州電力としては、しっかりその辺はもうちょっと客観性のある指標でもう少しちゃんと見たほうが良いと思うような指標があれば、その辺も上げていただいて、この辺を少し適正化されたほうが良いんじゃないかなと思うんですけれども。

長くなりましたけれども、資料1-7の5ページのQ3、Q4、この辺は、もうちょっと客観性のある指標として考え直していただいたほうが良いというところについて、九州電力、いかがでしょうか。

○九州電力（武次） 九州電力の武次でございます。

今御指摘いただいたQ3の判定の条件について、確かに、表現については客観性が少し欠けていた部分があるのかなと思いますので、今いただいた御意見をまた検討させていただいて、どういった判定にするのがいいかというのを再検討させていただきます。

以上です。

○鈴木主任安全審査官 原子力規制庁、鈴木です。

では、その部分は、もう少し検討を重ねてお願いします。

それで、今日、その資料1-9については、まだ完成しているところではないということだったのですけれども、今日やると若干後戻りがあると思いますけど、今のところ、規制庁側で、事務局で確認したところ、九州電力として誤解されているのかなというところがありますので、その代表的なもの3つぐらいをここで申し伝えておいて、資料を最後、整理されるときに反映していただければというふうに思います。

まず、資料1-9の2ページ目。

先ほど、例示でまさに説明があった地震による損傷の防止の条文の1項ですけれども、右から2つ目の欄で上から3行目、（4号炉 申請●理由）の次の行、「本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(1)(i)g.に記載しているが」と書いてあるんですけども、これは先ほど口頭でも説明ありましたが、燃料被覆材の閉じ込め機能の設計方針の既許可の部分なんです。

燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能の要求というのは5項にありまして、これは法改正で後から追加されたものですので、それ以前に1項で放射性物質の閉じ込めの話があったかっていうと、そこは違うと思っていて、この1項の話は、燃料の形状維持、これは既許可の添八のところで安全機能の重要度分類をされていますけれども、そのPS-1、発生防止クラス1のところで燃料の形状維持、つまり、これは地震のときの制御棒クラスターの挿入性、炉停止の問題、それから。それ以降の冷却材の流路の確保、冷やすところですね、その流路が維持できていると、それがPS-1として既許可で、九州電力が申請されて、許可されているところですので、ここに係る内容ですので、そこについては間違いなくしっかり評価をしていただければというふうに、評価と言っているのは、まとめるときに理由として、しっかりそこは考えた上で説明をしていただければなというふうに思います。

それから、それに関連すると、12条。

資料1-9でいうと通し6ページですね。

12条の2項で、右から2つ目の欄で適用×の理由、「安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統に対する要求であり」ということで、結果として適用対象外になって、つまり、重要度が特に高い安全機能を有していないという理由でバツになっているんですけど、先ほど言ったようにクラス1に相当する部分があって、それについて、ここが直接的に係らないという理由は多分別にあるんだと思います。

12条の解釈をしっかりと読んでいただければなというふうに思うんですけど、解釈のほうで、ここに係ってくる安全機能はちゃんと例示が挙げてあるので、その辺をしっかりと見ていただいて、その上で係らないということであれば、そういうことをしっかりと書いていただいたほうがいいかなというふうに思っています。

それから、最後に16条ですね。

16条は、資料1-9でいうと通しで10ページになります。

見たいのは16条の4項ですので、次のページ、11ページを見てください。

11ページの4項はキャスクの話ですけれども、「キャスクに係る要求であるため、適用対象外」となっているんですけども、ここはキャスクだからということではなくて、四号の高燃焼度燃料をキャスクで扱うことがないということであれば、そうかなという気がしますけど、その辺がしっかり書かれていないので、単純に玄海原子力発電所としては使用済燃料ピットの共用化等していて、号炉間の輸送とかもありますので、その辺を踏まえて今回の申請の範囲においてはそうなるということであれば、そこを明確に書いていただかないと、単純に、これだけでバツっていうのはなかなか理解が進まないかなというふうに思いますので、その辺もしっかり整理をしていただきたいと思います。

例示を3つ挙げました。ほかにも幾つもあるんですけど、その辺は事務局のヒアリングのほうで事実確認をしていきたいと思いますので、今後確認、実際に整理されたときに対応するところがあれば確認していきたいと思います。

私からは以上です。

○杉山委員 今のは、質問というわけではないんでしょうけれども、もし何かございましたらどうぞ。

○九州電力（中ノ園） 九州電力の中ノ園でございます。

御指摘ありがとうございます。

今御指摘いただいた点につきましては、条文の再整理を当社のほうで行っている段階で、

当社としても、ある程度認識があるところがございますので、最終的に申請条文整理表に落とし込むときに、きれいに整理してお示ししたい、また御説明したいと思っております。

以上でございます。

○杉山委員 本件は、以前からもお話ししているとおり、今の規制体系の下で改めて燃料集合体、燃料について審査する最初の事例なものですから、なかなかお互い手探りのところもありまして、なので、今回ここがおかしいだろうという、そういう詰めるような姿勢でこちらも対応しているわけではございません。

先ほどの資料1-5の判定フローですか、あちらに関しましても、今の段階では、ある意味、既に個別項目がある程度見えた上でそこに落とし込まれるようなフロー、割り方にしているってところは、どうしてもあるかと思えます。

ですから、全く未知の燃料が出てきたときに、このフローに従ってきっちり分類できるかと、今そこまで求めているわけではないとこちらも思っております。

ただ、全体を通して見たときに説明性のよい資料になっていればよいなという、そういう認識でおります。そういう意味で、今回、九州電力としてトップバッターとして頑張っていたきたいという、私はそういうつもりでお願いしております。

ほかに何かございますか。

奥さん。

○奥調査官 実用炉審査部門の奥でございます。

本日、大きく3点について確認してまいりました。

1つ目の保安規定組織改正の内容、玄海の許可、高燃焼度燃料に関する体制に関する部分に不整合があるのではないかと、この論点については保安規定の変更認可申請及び設置許可変更申請の記載の整合を必要としますので、その確認ができ次第、保安規定の変更認可申請の処分の手続を行い、設置変更許可申請に反映するという形で進めていければと思っております。

また、高燃焼度燃料に関する論点につきましては、条文の整理ができた後で申請書の内容の変更の内容及びその設置変更許可基準への適合性の説明を受けていくという手続で進めていければと思っております。

以上です。

○杉山委員 ほかにございますか。よろしいですか。

どうぞ。

○九州電力（林田） 杉山委員から御指摘というか、お話があったとおり、本件については、まだ中身の審査ではなくて、まず適用条文のお話。

今日、資料を御覧いただきまして、方向性としては大体こういう整理の仕方でのよいのかなというふうを感じ取っております。

ただ、確かに、もう少し具体的に考慮すべきとか、影響すべきというところは、言葉としてはありますけれども、もう少し明確化したほうがより認識は進むというふうに思っておりますので、そういうところはしっかり対応していきたいというふうに思っております。

また、最初の保安規定の部分についても、しっかり認識を合わせて、こうしたいというところをお話しできればというふうに思っております。

もう1点だけ、今やっている審査会合で御説明させていただいておりますけれども、これは具体的な技術的な中身の審査ではなくて、今のとこの適用条文というか、どういう申請をしたらいいのかというところですので、できれば、審査会合の前にヒアリングは2回ぐらいまでしかできないという話もありますけれども、本件に関しては、ヒアリングではなくても面談とか、要するに、今言った認識を合わせたいところがあって、ヒアリングでももちろん結構ですけれども、幾つかの、まだおかしいんじゃないか、まだ認識が合っていないんじゃないかというところは御指摘いただいて、我々としてはこう考えていますというやり取りをさせていただいて、審査会合では、もう次は、この資料1-9のここがほぼ出来上がった形で御説明さしあげられるようになりたいなど。そして中身の審査をいただければと思いますので、それまでのプロセスでは、やり取りを割と頻繁にやらせていただければその先にも進みやすいのかなと思うんですけれども、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○杉山委員 事務局、いかがですか。

小野さん、お願いします。

○小野審議官 規制庁の小野です。

この運用については、公開でやるのが原則ということで、我々はヒアリングのルールを2回と決めてきたわけでありまして。

ただ、今御提案いただいた内容については、少し内部での検討を進めていきたいと思っております。

次回までに、その結論について御回答を申し上げたいと思っております。

以上です。

○杉山委員 このケースを、恐らく他の今後の申請に適用するということがあると思います。

そういう意味では、今、九州電力1社が相手の審査として行っているわけですけど、もし、こういった申請のときにどういった項目を求めるのかというような一般的な議論であれば、例えばATENAにも参加いただくとか、ある意味一体となった議論といたしますか、そういう場もあり得るかと思っております。こちらに検討させてください。

あと今日、最初の保安規定に関するやり取りの中で、記載の同一性といいますか、その話がありまして、基本的にはすごくざっくり言ってしまえば、程度問題なんだと思っております。

ただ、意味が、言い換えてあっても明らかに同じものを指しているということが分かれはいいんですけども、何となく、意図的に使い分けているのではないかとこちらが構えざるを得ないようなケースもあって、やはりそれは説明者側の責任でもって明確化していただきたいと思っております。

これは、ある意味、読み手に対する配慮のレベルだと思っております。その点は強く要求するものではありませんけれども、よろしく願いいたします。

○九州電力（林田） 九州電力の林田です。

承知いたしました。

○杉山委員 全体を通しまして何かございましたら。よろしいですか。

それでは、以上で議題1を終了といたします。

本日予定していた議題は以上となります。

今後の審査会合の予定ですが、4月20日木曜日及び4月25日火曜日に、プラント関係の公開の審査会合を予定しております。

それでは、第1137回審査会合を閉会いたします。ありがとうございました。